

# 愛知県民主医療機関連合会奨学生規定

## 第一条（目的）

愛知県民主医療機関連合会（以下愛知民医連という）は全日本民医連綱領のもとに、民医連の医療活動に参加し、これを積極的につくり上げていく医師育成のためにこの奨学生規定を定める。

## 第二条（奨学生の任務）

将来民医連の医療を担う医師となるため、医学・医療の勉強に励むとともに、民医連綱領をはじめとする、無差別・平等の医療と福祉の実現について学びます。また、今日の医療をめぐる様々な諸問題も含め、広く社会的な視野をもった医師として成長していけるよう幅広い学習にとりくみます。

- ① 愛知民医連の病院実習に参加します。
- ② 奨学生会議に参加します。
- ③ 民医連のとりくむ学習会に参加します。

## 第三条（奨学金貸付制度）

愛知民医連奨学生としての活動を旺盛に行うため、奨学金貸付制度を設ける。

## 第四条（奨学金の貸与申請、許可）

奨学金貸付制度を希望する者はこの規定を承諾し、推薦人1名を附して所定の申し込みを行い、申込にあたっては、本人の履歴書、及び、奨学生になるにあたっての決意書を添付する。愛知民医連理事会は、審査の上奨学生採用を承認する。

## 第五条（奨学金の貸与額）

この規定による奨学金の貸与額は月額10万円を限度とする。

## 第六条（契約方法、支給方法）

1. 当事者と愛知民医連とで奨学金貸与契約書を取り交わす。契約に際しては、連帯保証人の住民票、印鑑証明書を提出する。当事者は連帯保証人1名を立てる。この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、愛知民医連、当事者、連帯保証人が各1通を保有する。
2. 支給期日は毎月25日とし、金融機関が休日に当たる場合はその前日とする。支給方法は本人口座への振り込みとする。後日、受領書にサインをして提出する。

## 第七条（卒業後の身分と奨学金対応）

卒業後は国の制度に従って、臨床研修が開始される。その間の奨学金返済は本人の申し出により、返済猶予期間を設けるものとする。

## 第八条（奨学金の返済）

1. 奨学生が愛知民医連に参加できない場合は、貸与した奨学金を全額一括して返済する。
2. 前項 1 の場合で一括返済できない事情の場合は、分割して返済することができる。

## 第九条（奨学金の返済免除）

1. 奨学生が医師免許取得後、愛知民医連加盟院所で奨学金の全貸与期間と同じ期間就労する場合は、貸与した奨学金の返済を全額免除する。
2. 奨学生が奨学金の全貸与期間の一部分に相当する期間就労する場合は、就労する期間に相当する額の奨学金の返済を免除する。その残額は返済しなければならない。
3. 貸与期間および、就労期間は、1ヶ月単位とし、それに満たない日数は切り捨てる。就労期間の算定にあたっては、産休・育休・病欠・休職期間は除く。
4. 専門医研修制度に則り、愛知民医連加盟院所の基幹型プログラムで研修を実施した場合は、研修期間に相当する額の奨学金返済を免除する。
5. 愛知民医連加盟院所が連携施設となっているプログラムで専門医研修を実施する場合は、「専門研修期間における奨学金返済猶予の申請書」を提出し、医師委員会、理事会の承認を受ける。研修修了後に愛知民医連加盟院所へ帰任し、1年間勤務をした場合、研修期間に相当する額の奨学金返済を免除する。ただし、帰任しない場合は、愛知民医連加盟院所で勤務した期間を差し引いた残額を返済する。
6. 専門医研修制度の基幹型及び連携施設、特別連携施設については、別紙一覧表を示す。

## 十条（付則）

1. この規定は1992年4月1日より実施し、この規定の改廃は愛知民医連理事会が行い、加盟院所所属法人の批准を経て執行する。
2. この規定は2013年9月28日の理事会にて改定承認され、2013年10月1日より執行する。
3. この規定は2021年2月26日の理事会にて改定承認され、2021年4月1日より執行する。